

宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業実施業務  
公募型プロポーザル方式 見積業者選定要領

## 1 目的

この要領は、宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業実施業務について、公募型プロポーザル方式による事業者からの企画提案の内容を評価し、見積業者を選定するために必要な事項について定める。

## 2 評価会議の開催

上記1の受託候補者を選定するために、「宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業実施業務企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）」を開催する。

## 3 評価会議の構成

- (1) 評価会議は、別紙1の構成員をもって充てる。
- (2) 評価会議の座長は観光誘客課長とする。また座長代理は、観光誘客課企画幹兼課長補佐とする。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は座長が招集する。
- (5) 評価会議は過半数の者が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は委員長が定める。

## 4 評価方法

- (1) 評価会議は、事業者から提出され企画提案及びプレゼンテーションの内容を評価する。ただし、7者以上から企画提案の提出があった場合は、書類選考を行い、上位6者に対してプレゼンテーションによる評価を行う。
- (2) 評価会議の評価項目及び評価基準は別紙2のとおりとする（書類選考を含む。）。

## 5 選定方法

- (1) 評価会議の各構成員による評価結果の平均点を評価会議による評価点とし、評価点が最も高い者を見積事業者として選定する。ただし、評価点が60点以下の場合は、見積事業者を選定しない。